

## 自動車NOx・PM法の規制に伴う車両の代替のための融資制度のお知らせ ～平成16年4月より制度が拡充されます～

平成16年3月30日  
経済産業省

### 1. 新たに拡充される制度の概要

平成15年10月からの自動車NOx・PM法の本格的な施行により、対策地域内において、排出基準に適合しないディーゼル車両保有者は、基準に適合した自動車に代替する必要があります。

このため、従来より中小企業金融公庫等の政府系金融機関において、車両を代替する事業者に対する融資を行ってきましたが、厳しい経営環境の中、車両の代替を行う中小、零細事業者の中には、不動産等担保が不足するために、車両買い替えのための十分な資金を調達することができない事業者もあることを踏まえ、事業者に対する支援をさらに強化することとしました。

具体的には、平成16年4月1日より、中小公庫、国民公庫の「環境対策資金（自動車NOx・PM法関連）」制度が別添のとおり拡充されます。

### 2. 中小企業金融公庫における動産担保の活用

中小企業金融公庫において、環境対策資金（自動車NOx・PM法関連）の融資制度を活用する際の担保について、個別事業者の実情に応じ、不動産、自動車（本融資を活用して、新たに購入するトラック等の自動車を含みます。）等を担保として融資を受けることができます。

融資を受ける際には、担保条件のほかに金融審査を受けることが必要となります。また、自動車を担保とする場合は、不動産とは違って耐用期間があることや、市場価格の変動等のリスクがあるため、それらを個別の案件ごとに加味した担保評価、期間となります。

問い合わせ先：

産業技術環境局環境指導室 原山、近藤

電話：03-3501-4665

(別添)

## 中小公庫、国民公庫において拡充される制度の概要

### 現行の中小公庫、国民公庫における融資制度

金融機関	中小公庫	国民公庫
貸付利率	対策地域内：特別利率（0.75%） 対策地域外：特別利率（1.25%）	
貸付期間	15年以内	
担保	不動産等担保、もしくは保証人が必要	
貸付限度	7億2千万円	7千2百万円

平成16年4月より、 + 以下のとおり拡充

### 中小公庫

措置内容	・個別事業者の実情に応じ、 <u>8千万円を限度として、貸付額の50%を限度として担保徴求を免除。</u> ・信用保証協会の保証を利用することができる(注)。	
特例措置に係る貸付利率	対策地域内：特別利率 + 0.7% = 1.45% 対策地域外：特別利率 + 0.7% = 1.95%	
利子補給	0.4%	
事業者の金利負担	対策地域内： <u>1.05%</u> 対策地域外： <u>1.55%</u>	
貸付期間	15年以内	

### 国民公庫

措置内容	・信用保証協会の保証を利用することができる(注)。
------	---------------------------

(注) 別途、信用保証協会の審査があります。

金利は、平成16年3月10日現在で、かつ融資期間が7年以内。